

# 小千谷市U・Iターン就職活動支援事業補助金交付要綱

(令和3年5月24日告示第78号)

改正(令和7年4月1日告示第48号)

## (趣旨)

第1条 本市は、市内企業の人材確保と大学生等のU・Iターン就職の促進を図るため、大学生等が就職活動等のために要した経費の一部について、小千谷市U・Iターン就職活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)の予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則(昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 大学(大学に置く大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生及び社会人(申込年度内において、満35歳以下の者)であって、小千谷市外に在住する者をいう。
- (2) 市内企業 市内に就業場所となる事業所を開設している、又は当該事業所を開設する見込みのある企業(市外に本社を置く企業を含む。)をいう。
- (3) 事業所等 事業活動が行われている本社、支社、営業所、工場、その他これらに類する場所をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内企業に対する就職活動等を行う大学生等のうち、本市及び本市に隣接する地方公共団体にある宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)に宿泊する者又は公共交通機関を用いて住所地と目的地を移動する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団に関与している者を除く。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる就職活動等のために補助金の

交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が宿泊施設に要した宿泊費及び公共交通機関の交通費とする。

- (1) 市内企業が市内で開催する企業説明会
- (2) 市内で開催される合同企業説明会
- (3) 市内企業が市内で実施する採用試験又は面接
- (4) 市内企業が市内で実施するインターンシップ等
- (5) 長岡地域定住自立圏の雇用促進事業として開催され、市内企業が参加する就労イベント
- (6) その他市長が認める就職活動  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次表の定めるところによる。

区分	対象経費及び補助率	上限額
宿泊費のみ	前条の補助対象経費の10/100	1泊当たり5千円 (1申請当たり2泊まで)
交通費のみ		1申請当たり5千円
宿泊費及び交通費を併用		1申請当たり1万円(宿泊費及び交通費それぞれ5千円)

- 2 国、県及び就職活動等を実施した市内企業から費用の一部について支給を受けた場合は、前項に規定する補助金の額から当該支給金額を除いた額を補助金額とする。
- 3 第1項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、就職活動等を行った日から起算して1月を経過した日又は就職活動等を行った日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに小千谷市U・Iターン就職活動支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 学生証又は在学証明書の写し（社会人の場合、氏名及び生年月日のわかる確認書類の写し）
- (2) 宿泊費及び交通費を支払ったことを証明できる領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、1年度内2回までとする。

（交付決定及び補助金の額の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、交付する場合にあつては小千谷市U・Iターン就職活動支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付しない場合にあつては小千谷市U・Iターン就職活動支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が虚偽の行為により補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の交付を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（検査）

第9条 市長は、補助金交付の適正な執行を確保するため必要と認めたときは、補助金に係る関係書類を検査することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の小千谷市U・Iターン学生就職活動支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。